

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成24年12月31日まで)

警 察 庁 丁 保 発 第 4 5 号
平 成 2 1 年 5 月 2 8 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各 管 区 警 察 学 校 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。別添1。以下「改正法」という。）のうち、行政調査に関する規定（第12条の3及び第13条の2）、調査を行う間における銃砲刀剣類の保管に関する規定（第11条の2及び第13条の3）及び都道府県公安委員会に対する申出制度に関する規定（第29条）が、平成21年6月1日から施行されることとなった（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成21年政令第125号。別添2））。また、これに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第29号。別添3。以下「改正府令」という。）が制定され、同日から施行されることとなった。

改正法のうち今回施行される部分の趣旨及び内容、解釈並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「府令」という。

記

第1 行政調査に関する規定

1 報告徴収等（法第12条の3）関係

(1) 趣旨及び内容

銃砲刀剣類による危害を予防するためには、銃砲刀剣類の許可所持者から必要な事項についての的確に報告を徴収して不適格者を発見し、排除する必要がある。

しかしながら、改正前の報告徴収の規定（改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第1項及び第13条後段）は、報告を求めることができる事項が限定されており、不十分であった。

そこで、都道府県公安委員会が、銃砲刀剣類の許可所持者又は年少射撃資格

者が、それぞれ許可又は認定を受けた後も、引き続き許可又は認定の基準に適合しているかどうか調査するため、その者に対して必要な報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができることとしたものである。

(2) 解釈

ア 銃砲刀剣類の許可所持者や年少射撃資格者が法第12条の3の規定による報告徴収又は受診命令(以下それぞれ「報告徴収」及び「受診命令」という。)に応じない場合には、許可取消処分(法第11条第1項第1号に該当)や認定取消処分(法第11条の3第2項に該当)の対象となる。

イ 受診命令において都道府県公安委員会が指定する医師(以下「指定医」という。)は、欠格事由該当性の判断に関し、特に専門的な知識及び技能を有する者であることを前提としていることから、法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当する疑いがある旨の診断は行わず、その該当の有無について診断することになる。

なお、上記のとおり専門家である指定医による診断がある場合には、その事実の有無について相手方の意見を聞く実益に乏しいと考えられることから、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は適用されない(法第12条の2)。

また、報告徴収及び受診命令は、行政手続法第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章までの規定は適用されない。

(3) 運用上の留意事項

ア 報告徴収等の書面による実施

報告徴収及び受診命令の実施に際しては、確実性及び正確性を期するため、書面(モデルは別添4及び5)により行うこと。

なお、これらの実施に際しては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条に規定する不服申立てに関する手続及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に規定する取消処分に関する手続の教示が必要となる。

イ 受診命令に係る診断書

指定医による診断結果を記載する診断書の様式(モデルは別添6)は、受診命令においては、指定医には法第5条第1項第3号から第5号に該当するかどうかの診断が求められていることを関係団体に説明した上で作成したものである。よって、指定医に対し、その趣旨を十分説明し、その趣旨を踏まえた診断書を作成するよう協力を求めること。

ウ 報告徴収等に要する費用

報告徴収及び受診命令(指定医の診断)に要する費用は、銃砲刀剣類の許可所持者等が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、相手方にすべて負担させること。

エ その他

その他詳細については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行に向けた医師の指定について」（平成21年4月22日付け警察庁丁保発第18号）を参照すること。

2 公務所等への照会（法第13条の2）関係

(1) 趣旨及び内容

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可の申請があった場合や、銃砲刀剣類の所持者が欠格事由に該当するとの情報があった場合に、その者が欠格事由に該当するかどうかについて公務所等に任意の協力を求める形で照会するなどして調査している。

しかしながら、個人情報の保護や医師の守秘義務を理由として住所や在学状況等や病名等の照会に対する回答を拒否される場合があり、調査に支障を来している状況であった。

そこで、個人情報を取り扱う事業者が都道府県公安委員会の行う照会に応じて個人情報を提供することは可能であり、また、医師等の守秘義務に違反するものではないことを明確化する規定を設けたものである。

(2) 解釈

ア 法第13条の2の規定による照会（以下「照会」という。）を受けた者は、これに回答する義務がある。

イ 法第13条の2中「公私の団体」には病院、申請者の勤務先等が、同条中「その他の関係者」には銃砲刀剣類の所持許可等の申請者の親族、同居者、近隣居住者、病院等に属さない医師等が含まれる。

(3) 運用上の留意事項

照会を書面により行うときは、府令別記様式第14号の2の2の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いて行うこと（府令第16条の2の2）。

ただし、照会の相手方が電話等の口頭による照会に応じる場合には、この様式を用いることを要しない。

なお、許可に必要な人的欠格事由の有無について審査を行う際に、市町村等に対し、前科照会等を行う場合は、従前の様式（「風俗営業その他の許可の審査に必要な前科照会等について」（昭和59年10月15日付け防犯課執務資料第9号）参照。）を引き続き使用して差し支えない。

第2 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管に関する規定

1 趣旨及び内容

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の許可所持者が欠格事由に該当する疑いがある場合には、その真否等を確認するために調査を行っている。

しかしながら、調査を行っている間、当該銃砲刀剣類をその者の管理下に置いておかざるを得ないというのは、不適格者の疑いのある者により当該銃砲刀剣類

を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがあるため、危害予防上問題があった。

そこで、都道府県公安委員会は、許可所持者が欠格事由に該当する疑いがある場合において、その者が所持する銃砲刀剣類の提出を命じ、調査を行う間、これを保管することができることとしたものである。

2 解釈

(1) 法第13条の3第1項の規定による提出命令（以下「提出命令」という。）の要件は、

許可所持者が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をしたこと

の行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、当該許可所持者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する疑いがあると認められること

当該許可所持者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当するかどうかについて受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること

の調査を行う間、当該許可所持者に当該許可に係る銃砲刀剣類を保管させておくことが適当ではないと認められること

である。

(2) 法第13条の3第1項中「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使を指す。

(3) 法第13条の3第1項中「物」には、提出命令の対象となる許可所持者以外の者の所有物に限らず、当該許可所持者の所有物及び無主物も含まれる。

(4) 都道府県公安委員会は、許可所持者が欠格事由に該当しないことが明らかとなった場合又は銃砲刀剣類を保管した日から起算して30日を経過した場合は、都道府県公安委員会に帰責されない事由により返還できない場合を除き、保管した銃砲刀剣類を速やかにその者に返還する義務を負う。

(5) 調査の結果、許可所持者が欠格事由に該当することが明らかとなったときは、既に保管している銃砲刀剣類を法第11条第7項の規定により引き続き仮領置することとなるので、当該銃砲刀剣類をいったん返還する必要はない。

(6) 許可所持者が法第13条の3第1項又は第3項の規定による提出命令に応じない場合には、許可取消処分（法第11条第1項第1号に該当）及び罰則（第35条第3号及び第4号）の対象となる。

なお、許可所持者がそれらの提出命令に応じない場合に、有形力を行使して銃砲刀剣類を提出させることはできない。

(7) 提出命令は、行政手続法第13条第2項第1号に該当するため、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要はない。

提出命令の実施に際しては、行政不服審査法第57条に規定する不服申立てに関する手続及び行政事件訴訟法第46条に規定する取消処分に関する手続の教示が必要となる。

3 運用上の留意事項

(1) 仮領置の適用

前記2(1)の各要件を満たす場合であっても、法第11条第7項の仮領置を行える場合は、積極的に仮領置を行うこと。

(2) 銃砲刀剣類の保管及び管理

保管に際しては、提出された銃砲刀剣類の状態を確認し、損傷等がある場合には、府令別記様式第14号の2の3の保管書（以下「保管書」という。）中「保管物件の種類及び特徴」欄に記載すること。

また、保管した銃砲刀剣類は適切に管理すること。

(3) 保管書の交付

保管は、保管書を交付して行うこと。交付に当たっては、提出者に対し、返還に際して必要となるので当該保管書を大切に保管すべき旨告知すること。

(4) 調査の実施

保管の期間は最長30日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を活用して迅速かつ的確な調査に努めること。

(5) 保管物件の返還

返還に当たっては、保管書及び府令別記様式第12号の3の4の受領書（以下「受領書」という。）と引換えに行い、所持許可証等を提示させるなど、十分に本人確認を行うこと。

なお、許可所持者が行方不明であるなどの理由により銃砲刀剣類を返還できない場合は、引き続き当該銃砲刀剣類を管理し、返還が可能となった時点で返還すること。

(6) 仮領置への移行

既に保管している銃砲刀剣類を引き続き仮領置する場合には、府令別記様式第12号の3の2の仮領置書（以下「仮領置書」という。）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合において、次の事項に留意すること。

ア 仮領置書中「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

イ 当該銃砲刀剣類に係る保管書控中「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中「処理結果」欄に記載すること。

第3 都道府県公安委員会に対する申出制度に関する規定

1 趣旨及び内容

銃砲刀剣類は人を殺傷する能力を有する危険物であることから、不適格者がこれを所持する場合には、凶悪犯罪に悪用されるおそれがあるのみならず、付近の住民に著しい不安感を与え、国民の安全・安心に対する重大な脅威となる。

しかしながら、改正法による改正前の銃刀法では警察が情報の提供を受けた場合に適切な措置を執るべきことが明らかにされていないので、警察は情報提供があっても組織的かつ適切な対応はしないとの誤解から、国民の不安感を増大させるおそれがある。また、有益な情報を有する者でも情報提供を控えてしまうことがあると考えられる。

そこで、付近住民等の不安感の解消を図るとともに、不適格者に関する情報を早期に把握し、銃砲刀剣類による危害を防止するため、何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行による申出制度の適正な実施について」（平成21年5月13日付け警察庁丁保発第28号）の別添「申出の解釈・運用基準」を参照すること。